

## 第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

### 4.1 計画段階配慮事項の選定

文献で得られた情報により、重大な環境影響を受けるおそれのある環境の要素について検討し、計画段階配慮事項を選定します。計画段階配慮事項として選定する環境要素と選定理由は、表 4.1-1に示すとおりです。

なお、計画段階配慮事項の選定にあたっては、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月 国土技術政策総合研究所資料No. 714、土木研究所資料No. 4254）の考え方を参考にしました。

表 4.1-1 計画段階配慮事項の選定結果とその理由

影響要因 環境要素			施設等の存在 及び供用		選 定 理 由
			道路の 存在	自動車 の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質		○	事業実施想定区域及びその周囲においては、市街地が分布しています。自動車の走行に伴い、大気質への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
		騒音		○	事業実施想定区域及びその周囲においては、市街地が分布しています。自動車の走行に伴い、騒音への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		○		事業実施想定区域及びその周囲においては、重要な動物が生息し、鳥獣保護区が指定されています。道路の存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	植物		○		事業実施想定区域及びその周囲においては、重要な植物群落、巨樹・巨木林が生育しています。道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	生態系		○		事業実施想定区域及びその周囲においては、まとめて存在する自然環境として、重要な湿地が分布しています。道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		○		事業実施想定区域及びその周囲においては、主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源が存在しています。道路の存在に伴い、主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。

## 4.2 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法は、概ねのルート上の位置や基本的な道路構造等を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法とします。調査は、事業実施想定区域が含まれるエリア全体を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質や騒音では市街地・集落、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とし、把握できたものについて、表 4.2-1に示します。また、現段階では、「路線位置」や「計画交通量」が決まっていないため、環境の状況の変化を把握する方法での予測とします。評価は、環境影響の程度を整理する方法とします。

表 4.2-1 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

項目		影響要因の区分	検討対象	手法		
環境要素の区分				調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気環境	大気質	自動車の走行	市街地 <sup>※1</sup>	既存資料	市街地と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理
	騒音	自動車の走行				
動物		道路の存在	重要な種の生息地等 ・重要な動物種 <sup>※2</sup> ・鳥獣保護区 <sup>※3</sup>	既存資料	重要な種及び注目すべき生息地となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理
植物		道路の存在	重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物群落 <sup>※4</sup> ・巨樹巨木林 <sup>※5</sup>	既存資料	重要な種及び群落の生育地となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理
生態系		道路の存在	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・重要湿地 <sup>※6</sup> ・自然環境保全地域 <sup>※7</sup> ・特別緑地保全地区 <sup>※8</sup>	既存資料	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の場所と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理
景観		道路の存在	主要な景観資源等 ・主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源 <sup>※9</sup>	既存資料	主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理

※1) 集落・市街地の既存資料：「国土数値情報（DID人口集中地区データ）」（国土交通省ホームページ）

※2) 重要な動物種の既存資料：「第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然図（千葉県）」（環境庁、昭和51年）、「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図（千葉県）」（環境庁自然環境局、昭和56年）、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」（環境省自然環境局、平成29年7月閲覧）、「市川市の文化財」（市川市教育委員会生涯学習部、平成29年7月閲覧）

※3) 鳥獣保護区の既存資料：「平成28年度 千葉県鳥獣保護区等位置図（北部地区）」（平成28年11月、千葉県環境生活部自然保護課）

※4) 重要な植物群落の既存資料：「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図（千葉県）」（環境庁自然環境局、昭和56年）、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図（千葉県）」（環境庁自然環境局、平成元年）、「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁自然環境局、平成12年）

※5) 巨樹・巨木林の既存資料：「第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査（GISデータ）」（環境省自然環境局生物多様性センター 平成29年7月閲覧）、「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁自然環境局 平成12年3月）、「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査（GISデータ）」（環境省自然環境局生物多様性センター 平成29年7月閲覧）、「全国巨樹・巨木林巨樹データベース」（奥多摩町森林館 平成29年4月29日現在）、「市川市の文化財」（市川市教育委員会生涯学習部 平成29年7月閲覧）、「松戸市文化財マップ」（松戸市役所 平成29年7月閲覧）、「鎌ヶ谷市の文化財」（鎌ヶ谷市文化・スポーツ課文化係 平成29年7月閲覧）、「白井市の歴史・文化財」（白井市教育委員会文化課 平成29年7月閲覧）

※6) 重要湿地の既存資料：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」（環境省自然環境局、平成29年7月閲覧）

- ※7) 自然環境保全地域の既存資料：「自然環境保全地域の指定状況」(平成28年9月15日更新 千葉県ホームページ)
- ※8) 特別緑地保全地区の既存資料：「特別緑地保全地区」(更新日：平成29年6月27日、千葉県ホームページ)、「市川都市計画図」(平成24年9月 市川市)、「松戸都市計画図」(平成29年3月 松戸市)、「柏市都市計画図1」(平成29年4月 柏市)
- ※9) 主要な眺望点と眺望景観、景観資源の既存資料：「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」(千葉県ホームページ)「千葉県自然環境保全条例」(千葉県ホームページ)、「市川市景観基本計画」(市川市ホームページ)、「いちかわ景観100選」(市川市街づくり部まち並み景観整備課)、「市川さんぽ」(株式会社交通新聞社・市川市観光協会)、「船橋市景観計画」(船橋市ホームページ)、「船橋市自然散策マップ」(船橋市環境部環境政策課)、「ふなばしおさんぽまっぷ(北エリア)」(船橋市観光協会ホームページ)、「市民の森」(船橋市ホームページ)、「松戸市景観計画」(松戸市ホームページ)、「水とみどりと歴史の回廊マップ」(松戸市ホームページ)、「柏市景観資源ガイドマップ」(柏市都市計画部都市計画課)、「KASHIWA TOURIST MAP」(柏市役所商工振興課・柏市観光協会)、「やちよ良いとこマップ・農産物販売施設等紹介マップ」(八千代市ホームページ)、「鎌ヶ谷市景観計画」(鎌ヶ谷市ホームページ)、「鎌ヶ谷市ホームページ」(鎌ヶ谷市)、「ふるさとかがや散策まっぷ」(鎌ヶ谷市ホームページ)、「印西市景観まちづくり基本計画」(印西市ホームページ)、「印西市まっぷる」(印西市経済政策課)、「しろい文化財散策マップ 2訂版」(白井市・白井市教育委員会)

#### 4.3 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

計画段階配慮事項に係る調査は、既存資料に基づき表 4.2-1の「検討対象」の位置・分布を把握し、図 4.3-1に調査の結果として記載しました。予測では、表 4.3-1に回避等の状況を記載し、環境の状況の変化を把握しました。

選定された計画段階配慮事項の影響の程度は、表 4.3-1に示すとおりです。

道路の存在による植物、生態系は影響を与える可能性は小さいと評価します。自動車の走行による大気質、騒音及び道路の存在による動物、景観は影響を与える可能性があると評価します。

具体的な道路構造を決定する段階では、できる限り周辺の住居等の保全対象や重要な動物、植物等の生息地及び生育地、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を配慮して計画します。

なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。